

第3章

食の安全安心の確保に関する施策

1 施策展開

- (1) 施策展開の方向性と施策の柱
- (2) 施策の体系と重点施策
- (3) 数値目標
- (4) 計画の見方

2 基本施策と取組ポイント

施策の柱 1 生産から消費に至る各段階での食の安全性の確保

- (1) 監視指導
- (2) 食品等の試験検査
- (3) 食品表示の適正化の推進

施策の柱 2 健康被害の未然防止や拡大防止

- (1) 情報の収集及び調査研究
- (2) 緊急時に迅速に対応できる体制の確保
- (3) 健康被害の拡大防止のための情報の公表

施策の柱 3 情報の提供の充実

- (1) 食の安全安心の情報発信の推進〔重点施策〕
- (2) リスクコミュニケーションの促進

施策の柱 4 事業者の自主的な取組の促進

- (1) 生産段階における支援
- (2) HACCP の取組支援をはじめとする自主衛生管理の推進〔重点施策〕
- (3) 顕彰の実施

第3章 食の安全安心の確保に関する施策

1 施策展開

(1) 施策展開の方向性と施策の柱

第4期推進計画では、前章で整理した課題に対応し、目指すべき姿である「生産から消費までみんなでつなぐ食の安全 築く安心」を実現するため、第3期推進計画と同様に、条例の基本理念を踏まえた4つの施策の柱を設定し、関係部局が連携して行う取組を明確にしました。

また、行政の取組に加え、事業者の責務や消費者である府民の役割を明らかにしました。

施策の柱1 生産から消費に至る各段階での食の安全性の確保

生産から消費に至る各段階において、関係法令に基づき監視指導や検査を行います。

施策の柱2 健康被害の未然防止や拡大防止

健康への悪影響を未然に防止するため、食品の安全に関する様々な情報の収集や調査研究を行うとともに、緊急時に迅速・的確に対応するため、危機管理体制を確保します。

施策の柱3 情報の提供の充実

食品の安全安心に関する情報発信の推進、及びリスクコミュニケーションを促進することにより、関係者間の相互理解の推進を図ります。

施策の柱4 事業者の自主的な取組の促進

生産者、事業者が行う食の安全安心確保のための自主的な取組を支援します。

(2) 施策の体系と重点施策

第3期推進計画で掲げた施策の継続を基本としつつ、4つの施策の柱に、11の基本施策を掲げ、基本施策に基づいて49の個別の取組事業を展開していきます。

また、重点課題に対応するため、2つの基本施策を「重点施策」として設定し、関係する取組事業を重点的に取り組みます。

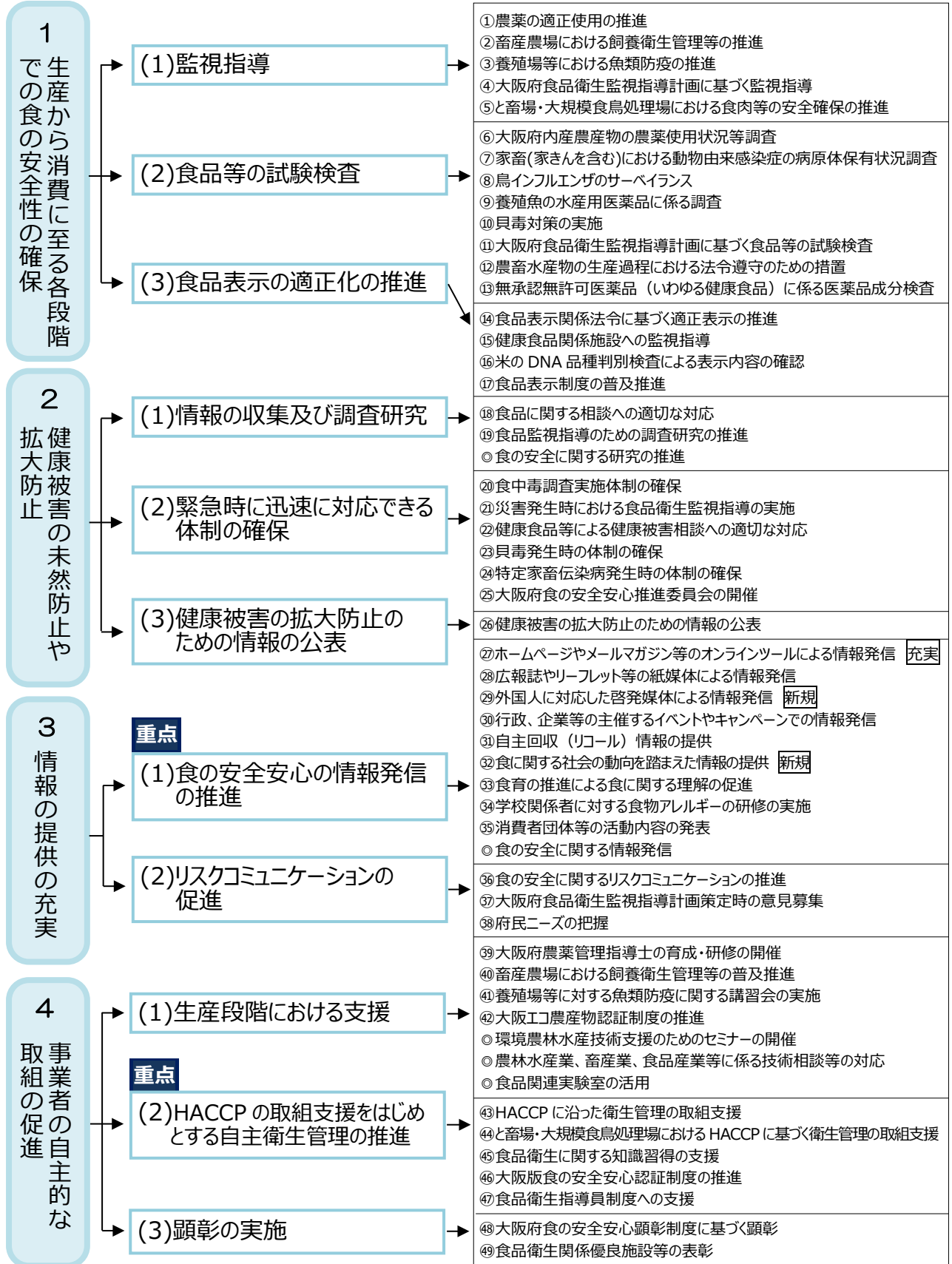
図<施策の体系図>

施策の柱

基本施策

個別の取組事業

〔府の取組…丸付き数字
府関連施設の取組…◎〕



- 1 基本理念
- 2 現状と課題
- 3 基本施策
- 4 施策展開
- (1) 生産から消費
- (2) 健康被害防止
- (3) 情報の提供
- (4) 事業者支援
- 4 取組体制
- 5 付属資料

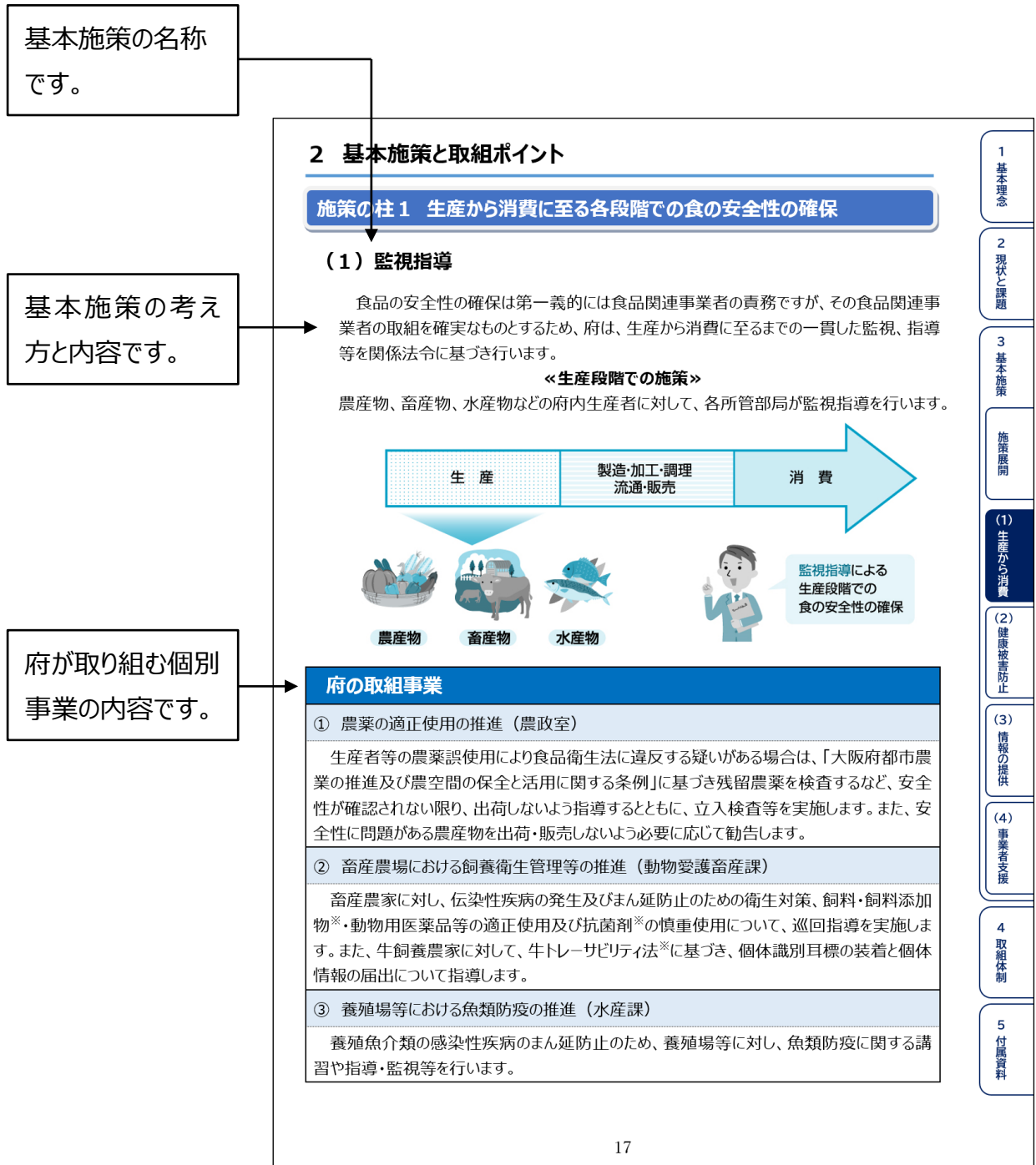
(3) 数値目標

計画の進捗状況を把握するため、13の取組事業（14項目）について数値目標を設定します。

表＜数値目標一覧＞

目標指標	基準値 (令和3年度実績) (2021年度実績)	目標 (令和5年度) (2023年度)	最終目標 (令和9年度) (2027年度)
② 畜産農場に対する監視指導 (監視施設数)	全施設	全施設	全施設
③ 養殖場に対する監視指導 (監視施設数)	全施設	全施設	全施設
④ 食品関係営業施設の監視指導 (監視施設目標数の達成率)	77%	100%	100%
⑪ 流通食品の試験検査 (検査実施予定数の達成率)	55%	100%	100%
⑬ 無承認無許可医薬品の排除 (いわゆる健康食品の買上検査件数)	14 検体	15 検体以上	15 検体以上
⑭ 巡回点検店舗における表示状況 (概ね正しく表示されている店舗割合)	83%	90%	90%
⑰ 食品表示制度の普及推進 (食品表示学習会の開催数と理解度)	6回・91%	10回・90%	15回・95%
⑳ 大阪府食の安全安心メールマガジンによる 情報発信（登録者数）	8,818名	11,000名	15,000名
㉑ オンラインツールによる情報発信 (食の安全安心関連ページのアクセス数)	96万PV	100万PV	120万PV
㉒ 紙媒体を活用した情報発信 (広報誌・広告等への掲載回数と部数)	73回・ 154万部	80回・ 160万部	80回・ 160万部
㉓ リスクコミュニケーションの推進（意見交換会や 講習会等への府民の参加者数）	531名	2,000名	4,000名
㉔ 農薬管理指導士の育成 (農薬管理指導士認定者数)	1,240名	1,000名以上	1,000名以上
㉕ 食品等事業者向け食品衛生講習会の開催 (事業者の参加者数)	4,821名	6,000名	8,000名
㉖ 大阪版食の安全安心認証制度の推進 (認証施設数)	537施設	650施設	800施設

(4) 計画の見方



1 基本理念
2 現状と課題
3 基本施策
施策展開
(1) 生産から消費
(2) 健康被害防止
(3) 情報の提供
(4) 事業者支援
4 取組体制
5 付属資料

事業者が取り組むべき主な内容です。文章の語尾が「こと」の場合は義務事項、「しましょう」の場合は努力事項です。

府民が取り組める内容です。

府の主な事業の達成度を表す指標です。

1 基本理念

2 現状と課題

3 基本施策

4 取組体制

5 付属資料

事業者の取組ポイント

- 農薬管理指導士[※]の設置及び指導体制の整備
農薬を適正に使用できるよう、府が認定する農薬管理指導士による指導体制を確立しましょう。
- 農薬の散布時の飛散防止
適用外農産物への農薬の飛散（ドリフト）を防ぐために、農薬散布時には、風向きに注意しましょう。また、飛散の少ないノズルへの交換や、粒剤など飛散の少ない農薬を活用しましょう。
- 動物用医薬品等の適正使用及び抗菌剤の慎重使用
動物用や水産用医薬品[※]は適正に使用しなければ、畜水産物中に残留し、食べた方の健康を損なうおそれがあるため、使用方法を遵守して適切に使用すること。また、薬剤耐性菌[※]の発生リスクを低減するため、抗菌剤の慎重使用に努めましょう。
- 生産履歴の記帳（農薬の防除日誌、動物用医薬品の投薬記録）
農薬や動物用医薬品などが適正に使用されたことがわかるよう記録を作成し、保存しましょう。
- 飼養衛生管理基準[※]の遵守による家畜伝染病の予防
家畜の伝染性疾患のまん延防止のため、家畜に伝染性疾患を疑う症状が出た際には、最寄りの家畜保健衛生所へ届け出ること。
- 牛個体識別番号等の届出
牛トレーサビリティ法に基づき、牛の出生時や譲渡し等の際には、個体識別番号等を独立行政法人家畜改良センターへ速やかに届け出ること。

期待される府民の取組ポイント

□ 生産段階での食の安全性確保の取組を知り、理解を深めましょう。また、家族や身近な人たちと一緒に考え、話し合う機会を持ち、知識を共有しましょう。

事業目標

目標指標	基準値 (令和3年度実績)	目標 (令和5年度)	最終目標 (令和9年度)
畜産農場に対する監視指導 (監視施設数)	全施設 (50施設)	全施設	全施設
養殖場に対する監視指導 (監視施設数)	全施設 (21施設)	全施設	全施設

2 基本施策と取組ポイント

施策の柱 1 生産から消費に至る各段階での食の安全性の確保

(1) 監視指導

食品の安全性の確保は第一義的には食品関連事業者の責務ですが、その食品関連事業者の取組を確実なものとするため、府は、生産から消費に至るまでの一貫した監視、指導等を関係法令に基づき行います。

「生産段階での施策」

農産物、畜産物、水産物などの府内生産者に対して、各所管部局が監視指導を行います。



府の取組事業	
① 農薬の適正使用の推進（農政室）	生産者等の農薬誤使用により食品衛生法に違反する疑いがある場合は、「大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例」に基づき残留農薬を検査するなど、安全性が確認されない限り、出荷しないよう指導するとともに、立入検査等を実施します。また、安全性に問題がある農産物を出荷・販売しないよう必要に応じて勧告します。
② 畜産農場における飼養衛生管理等の推進（動物愛護畜産課）	畜産農家に対し、伝染性疾病の発生及びまん延防止のための衛生対策、飼料・飼料添加物 [※] ・動物用医薬品等の適正使用及び抗菌剤 [※] の慎重使用について、巡回指導を実施します。また、牛飼養農家に対して、牛トレーサビリティ法 [※] に基づき、個体識別耳標の装着と個体情報の届出について指導します。
③ 養殖場等における魚類防疫の推進（水産課）	養殖魚介類の感染性疾病のまん延防止のため、養殖場等に対し、魚類防疫に関する講習や指導・監視等を行います。

1 基本理念

2 現状と課題

3 基本施策

施策展開

(1) 生産から消費

(2) 健康被害防止

(3) 情報の提供

(4) 事業者支援

4 取組体制

5 付属資料

事業者の取組ポイント

- 農薬管理指導士[※]の設置及び指導体制の整備
農薬を適正に使用できるよう、府が認定する農薬管理指導士による指導体制を確立しましょう。
- 農薬の散布時の飛散防止
適用外農産物への農薬の飛散（ドリフト）を防ぐために、農薬散布時には、風向きに注意しましょう。また、飛散の少ないノズルへの交換や、粒剤など飛散の少ない農薬を活用しましょう。
- 動物用医薬品等の適正使用及び抗菌剤の慎重使用
動物用や水産用医薬品[※]は適正に使用しなければ、畜水産物中に残留し、食べた方の健康を損なうおそれがあるため、使用方法を遵守して適切に使用すること。また、薬剤耐性菌[※]の発生リスクを低減するため、抗菌剤の慎重使用に努めましょう。
- 生産履歴の記帳（農薬の防除日誌、動物用医薬品の投薬記録）
農薬や動物用医薬品などが適正に使用されたことがわかるよう記録を作成し、保存しましょう。
- 飼養衛生管理基準[※]の遵守による家畜伝染病の予防
家畜の伝染性疾病のまん延防止のため、家畜に伝染性疾病を疑う症状が出た際には、最寄りの家畜保健衛生所へ届け出ること。
- 牛個体識別番号等の届出
牛トレーサビリティ法に基づき、牛の出生時や譲渡し等の際には、個体識別番号等を独立行政法人家畜改良センターへ速やかに届け出ること。

期待される府民の取組ポイント

- 生産段階での食の安全性確保の取組を知り、理解を深めましょう。また、家族や身近な人たちと一緒に考え、話し合う機会を持ち、知識を共有しましょう。

事業目標

目標指標	基準値 (令和3年度実績)	目標 (令和5年度)	最終目標 (令和9年度)
畜産農場に対する監視指導 (監視施設数)	全施設 (50施設)	全施設	全施設
養殖場に対する監視指導 (監視施設数)	全施設 (21施設)	全施設	全施設

「製造・加工・調理・流通・販売段階での施策」

食品の製造・加工業者をはじめ、食品の保管等を担う流通業者、販売業者などに対して、監視指導を行います。



府の取組事業	
④ 大阪府食品衛生監視指導計画に基づく監視指導 (食の安全推進課・保健所・食肉衛生検査所)	<p>毎年度、大阪府食品衛生監視指導計画を策定し、これに基づき、食品関係施設における食品の衛生的な取扱い及び施設の衛生管理について、監視指導を行います。同計画では、府内の食中毒発生状況などを踏まえて、重点的に監視指導を行う施設や項目を定めます。</p> <p>また、食品衛生に関する重大な問題が発生した場合には、国が示す方針も踏まえて、臨時に監視指導を行います。</p> <p>府民から食品衛生法等法令上の問題があると疑われる情報が寄せられた場合には、直ちに関係施設等の調査を行い、当該事案の発生原因の究明と必要な指導を行います。</p>
⑤ と畜場・大規模食鳥処理場 [※] における食肉等の安全確保の推進 (食の安全推進課・食肉衛生検査所)	<p>と畜場及び大規模食鳥処理場において、獣医師であると畜検査員及び食鳥検査員が1頭(羽)毎に牛や鶏等の検査を行い、疾病等食用に適さないものを全て排除します。</p> <p>また、と畜場及び大規模食鳥処理場において実施される HACCP に基づく衛生管理の実施記録や作業現場の確認等の外部検証を実施し、必要に応じて指導します。</p>

事業者の取組ポイント	
■ 原材料の品質や産地などの確認	<p>原材料の安全性の確認や製品の表示を適正に行うために、原材料の品質や産地をしっかりと確認しましょう。</p>

1 基本理念
2 現状と課題
3 基本施策
施策展開
(1) 生産から消費
(2) 健康被害防止
(3) 情報の提供
(4) 事業者支援
4 取組体制
5 付属資料

- 原材料の仕入れ、製造、加工等の記録の作成、保存
食品事故が起きた際の原因究明や、回収製品の特定など、製品のトレーサビリティ[※]のために、製造等に係る記録を作成し、保存しておきましょう。
- 原材料や製品の適正な保管管理
食品は決められた方法により保存することが大切です。冷蔵庫や陳列ケースなどの温度を確認し、記録をつける習慣をつけましょう。
- 鳥刺しや鳥タタキ等の提供の自粛
カンピロバクター[※]食中毒を予防するため、鳥刺しや鳥タタキなど生や加熱不十分な鳥肉料理の提供を控え、十分に加熱調理して安全に提供しましょう。
- 生食用食肉の規格基準[※]等の遵守
生食用食肉は加工及び調理等の規格基準や営業許可に係る施設基準が定められています。
生食用食肉の加工又は調理を行う場合は、必要な営業許可を取得したうえで、衛生管理を徹底し、規格基準を遵守すること。
- 野生鳥獣肉（ジビエ）[※]の衛生管理
野生鳥獣肉（ジビエ）を取り扱う場合は、寄生虫、細菌、ウイルス等による健康被害を防止するため、食肉処理の際の衛生確保、適切な温度管理、十分な加熱調理等を実施しましょう。
- 府が行う監視指導や検査への協力
保健所等の立入調査や検査に協力して、指導事項を衛生管理に役立てましょう。

期待される府民の取組ポイント

- 製造から販売に至る各段階での食の安全性確保の取組を知り、理解を深めましょう。また、家族や身近な人たちと一緒に考え、話し合う機会を持ち、知識を共有しましょう。

事業目標

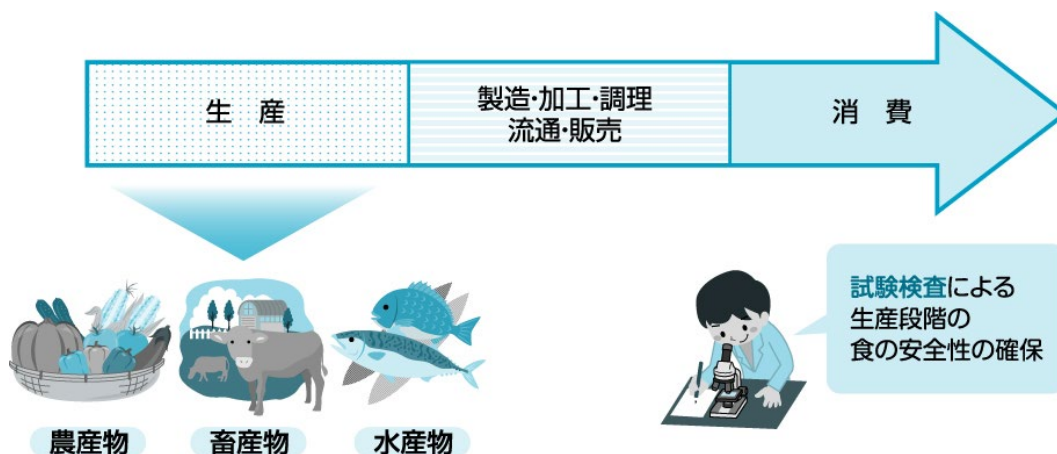
目標指標	基準値 (令和3年度実績)	目標 (令和5年度)	最終目標 (令和9年度)
食品関係営業施設の監視指導 (監視施設目標数の達成率)	77%	100%	100%

(2) 食品等の試験検査

食の安全性が確保されているかを確認するために、府は、生産から消費に至るまでの各段階で、必要に応じ試験検査を行います。

《生産段階での施策》

市場流通前の農畜水産物について、試験検査によりその安全性を確保します。



府の取組事業	
⑥	大阪府内産農産物の農薬使用状況等調査（農政室）
	大阪エコ農産物、直売所で販売される農産物の安全・安心の確保に向け、流通前に農薬の使用状況と残留農薬を調査し、生産者に対して農薬の適正使用の指導を行います。
⑦	家畜（家きんを含む）における動物由来感染症 [※] の病原体保有状況調査 （動物愛護畜産課）
	畜産農場において、動物由来感染症の原因となりうる病原体の保有状況調査を実施するとともに、畜産農家に対し、安全な畜産物を供給するための衛生対策を指導します。
⑧	鳥インフルエンザ [※] のサーベイランス [※] （動物愛護畜産課）
	家きん農場において、ウイルス検査、抗体検査を実施するとともに、小規模飼養施設においても臨床検査を実施します。（鶏肉や鶏卵を食べることによって、鳥インフルエンザが人に感染したとの報告はありません。）
⑨	養殖魚の水産用医薬品に係る調査（水産課）
	養殖魚に対する水産用医薬品の適正使用指導及び残留医薬品の検査を行います。
⑩	貝毒 [※] 対策の実施 （食の安全推進課・水産課・保健所・(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所）
	大阪湾及び淀川における二枚貝を毒化させる恐れのあるプランクトンの発生状況を監視し、規定値を超えるプランクトンの発生を認めた場合には、二枚貝の貝毒検査を実施します。

1 基本理念

2 現状と課題

3 基本施策

施策展開

(1) 生産から消費

(2) 健康被害防止

(3) 情報の提供

(4) 事業者支援

4 取組体制

5 付属資料

規制値を超える貝毒が検出された場合には、関係機関と連携し、毒化された貝が流通しないよう、漁業関係者に対して出荷自主規制の指導、流通状況の調査及び自主回収の指導を行います。また、潮干狩りによるアサリ等の食中毒を防止するため、府民及び潮干狩り事業者に対し啓発指導を行います。

事業者の取組ポイント

- 農薬や飼料添加物、動物用医薬品、水産用医薬品などを適正に使用するとともに、必要に応じて残留農薬等の自主検査を実施しましょう。

期待される府民の取組ポイント

- 府や食品関連事業者による生産段階での検査体制を知り、理解を深めましょう。また、家族や身近な人たちと一緒に考え、話し合う機会を持ち、知識を共有しましょう。
- 大阪湾では、貝毒の発生がたびたびみられます。潮干狩りを行う時は、府による貝毒検査の結果を確認しましょう。

- 大阪湾の貝毒情報

<https://www.pref.osaka.lg.jp/shokuhin/shokutyuudoku/kai.html>



「製造・加工・調理・流通・販売段階での施策」
市場流通している食品について、試験検査によりその安全性を確保します。



府の取組事業	
⑪	大阪府食品衛生監視指導計画に基づく食品等の試験検査 (食の安全推進課・保健所・食肉衛生検査所)
	<p>毎年度、大阪府食品衛生監視指導計画を策定し、これに基づき、府内で製造された食品や、輸入食品を含む府内に流通する食品等を対象として、微生物の規格、農薬の残留基準、添加物の使用基準などへの適合について試験検査を行い、法令に違反している食品は市場から排除するなどの措置を講じます。</p> <p>また、食中毒の原因となりうる病原微生物や有害な化学物質について試験検査を行い、その付着・含有の状況をモニタリングします。</p>
⑫	農畜水産物の生産過程における法令遵守のための措置 (食の安全推進課)
	<p>市場流通している農畜水産物が、生産段階で適用される法令 (農薬取締法[※]や動物用医薬品の使用基準) に違反していること又は違反している疑いがあることが判明した場合、同様の違反が継続又は再発することを防ぐため、条例第 20 条により生産地を所管する地方公共団体に必要な措置を講じるよう要請します。</p>
⑬	無承認無許可医薬品 (いわゆる健康食品) に係る医薬品成分検査 (薬務課)
	<p>いわゆる健康食品に対して、医薬品成分の含有の有無を調べるため、買上検査を実施します。医薬品成分が含有されていた場合は、府民への周知のために報道提供などを行い、健康被害の拡大防止に努めます。</p>

- 1 基本理念
- 2 現状と課題
- 3 基本施策
 - 施策展開
 - (1) 生産から消費
 - (2) 健康被害防止
 - (3) 情報の提供
 - (4) 事業者支援
- 4 取組体制
- 5 付属資料

事業者の取組ポイント

- 原材料や製品の規格基準、品質に関する自主検査の実施
原材料や製品の安全性を確認するため、細菌検査や理化学検査など、食品の特性に合った自主検査を定期的に行いましょう。
- 施設環境の衛生状態に関する自主検査の実施
安全な食品を製造、販売するためには、施設環境を衛生的にしておくことが重要です。施設設備の清掃や定期点検など、日頃の衛生管理を徹底するとともに、ふき取り検査や落下細菌検査など、施設の自主検査も定期的に行いましょう。
- 従事者の健康管理の実施
日々の健康チェックなどを通して従事者の健康状態を把握しましょう。あわせて健康診断や検便なども行いましょう。

期待される府民の取組ポイント

- 製造から販売に至る各段階での食品等の試験検査による食の安全性確保の取組を知り、理解を深めましょう。また、家族や身近な人たちと一緒に考え、話し合う機会を持ち、知識を共有しましょう。

事業目標

目標指標	基準値 (令和3年度実績)	目標 (令和5年度)	最終目標 (令和9年度)
流通食品の試験検査 (検査実施予定数の達成率)	55%	100%	100%
無承認無許可医薬品の排除 (いわゆる健康食品の買上検査件数)	14 検体	15 検体以上	15 検体以上

(3) 食品表示の適正化の推進

食品等の表示は、府民が食品等を選択するうえでの目安となります。

府は、不適正な表示が行われないよう、法令に基づき、関係部局が連携しながら監視や指導を行うとともに、府民から寄せられた情報等をもとに調査を行い、違反事業者に対して改善指導を行います。



府の取組事業

⑭ 食品表示関係法令に基づく適正表示の推進

(ア) 食品表示法に基づく表示の適正化（食の安全推進課・保健所）

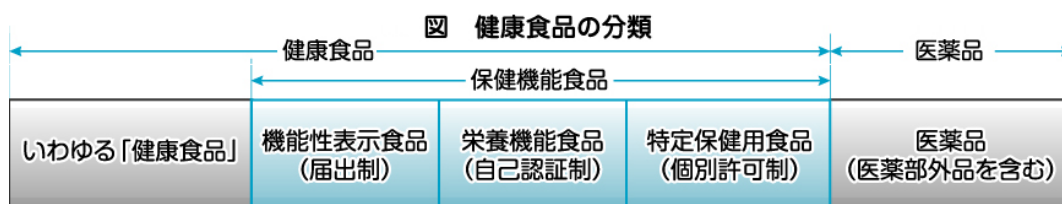
アレルギー物質[※]の含有の有無や期限（消費期限又は賞味期限）、添加物など、食品表示法に基づく適正な表示を徹底するため、毎年度、大阪府食品衛生監視指導計画を策定し、これに基づき、製造者や販売者等への監視や流通食品の試験検査を行い、不適正な表示を行っている事業者に対して指導を行います。

また、生鮮食品の原産地表示等の適正化を図るため、府内の食品販売店に対して食品表示指導員[※]による巡回点検を実施し、指導等を行います。

なお、生産者等に対しては、農と緑の総合事務所等と連携し、食品の適正表示に関する啓発、指導に努めます。

(イ) 健康増進法に基づく表示の指導（健康づくり課）

食品を製造・販売する事業者に対して、食品として販売する物に関して広告やその他の表示をするときは、健康の保持増進の効果等について著しく事実に相違する表示又は著しく人を誤認させる表示をしないよう指導等を行います。



1 基本理念

2 現状と課題

3 基本施策

施策展開

(1) 生産から消費

(2) 健康被害防止

(3) 情報の提供

(4) 事業者支援

4 取組体制

5 付属資料

(ウ) 景品表示法[※]に基づく不当表示（優良誤認表示等）の啓発指導（消費生活センター）
飲食店における料理のメニューや食品に関する広告等の表示について、実際のものよりも著しく優良と示すなどの不適切な表示を行っている事業者に対して指導等を行います。

(エ) 米トレーサビリティ法[※]に基づく産地情報の伝達等（流通対策室）

米トレーサビリティ法により、取引等の記録の作成・保存及び伝達が義務づけられている米及び米加工品の製造、販売等を行う事業者（生産者含む）に対して指導等を行います。

⑮ 健康食品関係施設への監視指導（食の安全推進課・薬務課・健康づくり課・保健所）

機能性表示食品[※]等の健康食品[※]の製造施設、販売施設に対して、関係する食品表示法、食品衛生法、健康増進法[※]及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律[※]の主管課が連携して監視し、原材料の確認や表示・広告の点検指導を行います。

⑯ 米の DNA 品種判別検査による表示内容の確認（食の安全推進課）

消費者向けに販売されている米穀について、DNA 分析による品種判別検査を実施し、食品表示の真正性を調査します。

⑰ 食品表示制度の普及推進（食の安全推進課・保健所）

食品関連事業者が食品表示法に基づき適正に表示できるよう、食品関連団体が主催する食品表示学習会に対して講師を派遣するほか、事業者からの表示相談に対応するなど、事業者の適正表示に関する取組を支援します。

また、消費者向けの食品表示学習会やホームページなどを活用し、消費者の食品選択に資するよう食品表示への理解促進に努めます。

事業者の取組ポイント

■ 食品表示法に係る適正な表示の推進

食品関連事業者等は、販売の用に供する食品について、食品表示基準[※]に従った表示をすること。

● 食品表示法等（法令及び一元化情報）

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/



■ 科学的・合理的な根拠に基づく食品の期限表示の設定

客観的な期限の設定のために、微生物試験、理化学試験、官能試験等を含め、これまで商品の開発・営業等により蓄積した経験や知識等を有効に活用することにより、科学的・合理的な根拠に基づいて期限を設定すること。

■ アレルギー表示の徹底及び推進

食品には、アレルギー物質を含む特定原材料（8品目：えび、かに、くるみ、小麦、そば、

卵、乳及び落花生)の含有表示が義務化されています。特定原材料の有無を必ず確認し、適正なアレルギー表示を行うこと。さらに、できる限り特定原材料に準ずる原材料(20品目:アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご及びゼラチン)についても同様に表示を行いましょ。

■ 健康食品に関する適正な表示の推進

健康食品について、著しく事実に相違する表示や著しく人を誤認させるような表示(虚偽・誇大表示)の広告等を行わないこと。

消費者庁ホームページを確認し、適正な表示を行いましょ。

● 誇大表示の禁止(健康増進法第65条第1項)

https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/extravagant_advertisement/



● 不当景品類及び不当表示防止法(景品表示法)

https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/



■ 米トレーサビリティ法に基づく産地情報の伝達等

米及び米加工品を扱う事業者は、取引等の記録を作成・保存するとともに産地情報を適正に伝達すること。外食店等においても、米飯類のみ産地情報を伝達すること。

農林水産省ホームページを確認し、適正な表示を行いましょ。

● 米トレーサビリティ法の概要

https://www.maff.go.jp/j/syouan/keikaku/kome_toresa/index.html



期待される府民の取組ポイント

□ 食品表示制度に関する知識の習得

食品表示を正しく理解するために、国や府ホームページ、リーフレットなどで情報を入手し、食品表示制度の理解を深めましょ。また、家族や身近な人たちと一緒に考え、話し合う機会を持ち、知識を共有しましょ。

● 食品の表示について

<https://www.pref.osaka.lg.jp/shokuhin/hyouji/index.html>



□ 食品表示の確認

食品表示からは、様々な情報を得ることができます。食品を購入する際や家庭等で飲食する際には、表示の内容を確認しましょ。

□ 食品表示110番[※]や保健所など関係機関への相談

購入した食品の表示で、産地のわからない生鮮食品や賞味期限が欠落した加工食品など、不適正な表示が疑われる場合は、食品表示110番や保健所など関係機関へ相談しましょ。

1 基本理念

2 現状と課題

3 基本施策

施策展開

(1) 生産から消費

(2) 健康被害防止

(3) 情報の提供

(4) 事業者支援

4 取組体制

5 付属資料

● 食品表示 110 番

近畿農政局消費・安全部米穀流通・食品表示監視課 TEL:075-414-9026

<https://www.maff.go.jp/kinki/syouhi/hyouzi/hyouzi110ban.html>

● 大阪府内食品表示相談窓口一覧

<https://www.pref.osaka.lg.jp/shokuhin/hyouji/hyouzisoudan.html>

事業目標

目標指標	基準値 (令和3年度実績)	目標 (令和5年度)	最終目標 (令和9年度)
巡回点検店舗における表示状況 (概ね正しく表示されている店舗割合)	83%	90%	90%
食品表示制度の普及推進 (食品表示学習会の開催数と理解度)	6回・91%	10回・90%	15回・95%

施策の柱2 健康被害の未然防止や拡大防止

(1) 情報の収集及び調査研究

府は食の安全安心に関する施策を適切に実施するため、食品に関する様々な相談や情報を広く収集するとともに、調査研究に取り組みます。



情報の収集及び調査研究

府の取組事業

⑱ 食品に関する相談への適切な対応（食の安全推進課・保健所）

健康被害の未然防止や拡大防止、法令違反の摘発につながる情報を収集するため、保健所等の窓口で広く府民から食品に関する相談を受け付けます。

⑲ 食品監視指導のための調査研究の推進（食の安全推進課・保健所・食肉衛生検査所）

食品衛生に関する監視指導の質の向上を図るため、調査研究に取り組みます。

府関連施設（(地独)大阪健康安全基盤研究所）の取組事業

◎ 食の安全に関する研究の推進

食品を対象とする理化学的な行政検査に使用する分析法について、精度および迅速性の向上を目指した開発および改良を行います。

また、食中毒病因物質の病原性の発生機序や、食中毒診断に有用な検査法の開発や改良に取り組みます。

事業者の取組ポイント

- 府をはじめ行政機関からの最新情報を収集し、食の安全性の確保のための対策を行いましょう。また、消費者から相談窓口を設けるなど、様々な方面からの情報の収集に努めましょう。

期待される府民の取組ポイント

- 食品による健康被害やそのおそれのある食品があれば、保健所や食品関連事業者へ相談しましょう。なお、健康被害があった場合には、必ず医療機関を受診しましょう。

1 基本理念

2 現状と課題

3 基本施策

施策展開

(1) 生産から消費

(2) 健康被害防止

(3) 情報の提供

(4) 事業者支援

4 取組体制

5 付属資料

(2) 緊急時に迅速に対応できる体制の確保

食品による健康に重大な危害を及ぼす事態を可能な限り未然に防ぐとともに、健康被害が発生した場合、府民の生命、健康の保護を第一に考え、迅速かつ適切に対処するため、平常時から部局間の連携はもとより、関係機関等との連携、協力体制を確保します。また、必要に応じて対応マニュアルや体制の見直しを行います。



府の取組事業

⑩ 食中毒調査実施体制の確保

(食の安全推進課・保健所・(地独)大阪健康安全基盤研究所)

平常時から食中毒の発生に備え、初動対応の確認やケーススタディ等を行います。事故発生時には、関係機関と連携して迅速に調査を行い、必要に応じて原因施設に対する改善指導や行政処分等を行います。

⑪ 災害発生時における食品衛生監視指導の実施 (食の安全推進課・保健所)

災害時は「大阪府災害時食品衛生監視活動マニュアル」により、避難所における食中毒予防対策を実施するとともに、主要な食品製造施設等の被災状況等について情報収集を行い、必要に応じて監視を行います。

⑫ 健康食品等による健康被害相談への適切な対応 (食の安全推進課・薬務課・保健所)

府民、医療機関、営業者等からのいわゆる健康食品・指定成分等含有食品[※]・無承認無許可医薬品による健康被害相談に迅速に対応し、健康被害の拡大を防止します。

⑬ 貝毒発生時の体制の確保

(食の安全推進課・水産課・保健所・(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所)

貝毒を蓄積させる恐れのある有毒プランクトンの発生が確認された場合や、二枚貝に貝毒の蓄積が認められた場合における情報の収集及び伝達体制を定め、円滑に対応し、健康被害の発生を防ぎます。

⑳ 特定家畜伝染病※発生時の体制の確保

(食の安全推進課・動物愛護畜産課・食肉衛生検査所)

と畜場内で BSE の発生が確認された場合、「BSE 発生時の措置マニュアル」に基づき迅速に関係機関へ連絡し、と畜場内の消毒等衛生対策を講じます。

また、鳥インフルエンザの発生が確認された場合、発生農場において畜産部局を中心にまん延防止対策を直ちに講じるとともに、関係部局及び関係機関が連携して、風評被害の予防対策を含め迅速な対応を行います。なお、大規模食鳥処理場で発生した場合は、「大規模食鳥処理場における高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ対応マニュアル」に基づき、畜産部局と連携して、感染拡大防止対策を講じます。

㉑ 大阪府食の安全安心推進委員会の開催 (食の安全推進課・関係室課)

食の安全を脅かす重大な事件・事故が発生した場合、府は、知事を委員長とし、庁内関係各部長等からなる委員会を開催し、対応を検討します。

事業者の取組ポイント

- 緊急時の対応が迅速にできるよう、危機管理マニュアルや緊急時の連絡先一覧等を作成し、研修や訓練に努めましょう。

期待される府民の取組ポイント

□ 最寄りの医療機関や保健所など、緊急時の連絡先を確認しておきましょう。

- 大阪府保健所所在地一覧

<https://www.pref.osaka.lg.jp/chikikansen/hokensyo/syozaiichi.html>



1 基本理念

2 現状と課題

3 基本施策

施策展開

(1) 生産から消費

(2) 健康被害防止

(3) 情報の提供

(4) 事業者支援

4 取組体制

5 付属資料

(3) 健康被害の拡大防止のための情報の公表

食品によるものと疑われる重大な健康被害が発生した場合、当該食品と健康被害との間の因果関係を特定できない段階であっても、必要に応じて、情報を公表します。



府の取組事業

②⑥ 健康被害の拡大防止のための情報の公表（食の安全推進課）

条例第 19 条に基づき、食品によるものと疑われる重大な健康被害が発生し、調査の結果、当該食品によるものである蓋然性が高く、かつ、健康被害が拡大するおそれのある場合、その情報を積極的に公表します。その際、情報提供のあり方が風評被害を生じさせないなど適切なものとなるよう、必要に応じて、大阪府食品健康被害防止審議会を開催し、専門家の助言を得ます。

事業者の取組ポイント

- 自社が関わる食品による健康被害が疑われる事故が発生した場合には、速やかに保健所へ報告しましょう。また、消費者の健康保護を第一に考え、自主的な公表や製品の回収により健康被害の拡大防止に努めましょう。

期待される府民の取組ポイント

- 府が発信する食の安全安心メールマガジンの登録や、講習会などへの積極的な参加により、食品の安全性に関する情報を入手しましょう。

施策の柱3 情報の提供の充実

(1) 食の安全安心の情報発信の推進

〔重点施策〕

食の安全安心の確保に関する取組を進めるうえで、行政、食品関連事業者、府民が食に関する情報を共有することは極めて重要です。食の安全に関する情報が氾濫する中で、府は、有益な情報の収集や整理、分析等を行い、行政機関、研究機関、食品関連事業者からの情報や監視指導結果、各種調査結果など府の情報も含めた幅広い情報を、様々な情報ツールを活用して、府民や食品関連事業者に分かりやすく提供します。

また、食育を推進することで、食の安全安心への理解を高めます。



ホームページ・メールマガジン・資料提供など

府の取組事業

㉗ ホームページやメールマガジン等のオンラインツールによる情報発信

(食の安全推進課・保健所) (充実)

ホームページやメールマガジン、SNS (Twitter 等) 等のオンラインツールを活用し、動画配信などの効果的なコンテンツを用いて食の安全安心に関する情報を発信します。

また、メールマガジンの普及を推進し、より多くの府民に直接必要な情報を提供できるよう努めます。

さらに、テーマによっては、包括連携協定を締結した企業などにも協力を得るなどして広く情報発信に努めます。

●大阪府食の安全安心メールマガジン

<https://www.pref.osaka.lg.jp/shokuhin/magajin/index.html>



㉘ 広報誌やリーフレット等の紙媒体による情報発信 (食の安全推進課・保健所)

パソコンやスマートフォンなどの IT 機器を持たない方に対しては、広報誌や量販店のチラシ等への食品安全情報の掲載や、自治会・市町村などの地域のネットワーク等を活用し、情報発信に努めます。

1 基本理念

2 現状と課題

3 基本施策

施策展開

(1) 生産から消費

(2) 健康被害防止

(3) 情報の提供

(4) 事業者支援

4 取組体制

5 付属資料

⑳ 外国人に対応した啓発媒体による情報発信（食の安全推進課・保健所）（新規）

飲食店等に従事する外国人や、訪日外国人への食の安全安心に関する知識の普及啓発のため、多言語に対応したホームページやリーフレット、翻訳機等を活用した情報の発信に努めます。

㉑ 行政、企業等の主催するイベントやキャンペーンでの情報発信（食の安全推進課・保健所）

府民や食品関連事業者に直接情報を提供する機会として、食中毒予防啓発キャンペーンの実施や、行政や企業等が主催するイベントへ参画します。各種イベントでは、参加者に応じて啓発の内容や手段などを工夫し、食の安全安心に関する情報をわかりやすく発信します。

㉒ 自主回収（リコール）情報の提供（食の安全推進課）

府内に流通する食品の自主回収情報を食の安全安心メールマガジンにより府民に提供します。

㉓ 食に関する社会の動向を踏まえた情報提供（食の安全推進課・関係室課）（新規）

食品ロス削減やプラスチックごみ削減などのSDGsに関連する社会の動向、食生活の変化や流行、全国的に増加するアニサキス食中毒をはじめ食中毒の発生動向等にあわせて、食品衛生の観点からの必要な情報の提供に努めます。

【全国及び大阪府内の食中毒発生状況に関する情報】

● 全国の食中毒発生状況

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/syokuchu/04.html



● 大阪府の食中毒発生状況

<https://www.pref.osaka.lg.jp/shokuhin/shokutyuudoku/index.html#hassei>



㉔ 食育の推進による食に関する理解の促進（食の安全推進課・健康づくり課・関係室課）

大阪府食育推進計画に基づき実施する食育の推進に関する様々な取組や活動を通じて、府民が生産から消費に至るまでの食の安全安心に関する知識が得られるように努めます。

㉕ 学校関係者に対する食物アレルギーの研修の実施（保健体育課）

学校における食物アレルギー事故防止の徹底を図るため、市町村教育委員会や学校の管理職・教職員等に対し、研修を実施します。

㉖ 消費者団体等の活動内容の発表（消費生活センター）

消費者団体や事業者団体等が日常行っている消費者問題に関する取組を紹介する場を設け、府民意識の啓発に努めます。

府関連施設（(地独)大阪健康安全基盤研究所）の取組事業

◎ 食の安全に関する情報発信

研究所の発行する情報誌やメールマガジン、ホームページ及び府民を対象とした公開セミナーやイベントの開催などを通じて、府民に食に関する情報を積極的に分かりやすく提供します。また、公衆衛生関係者等を対象に見学を受け入れ、食の安全に関わる専門的な情報の提供を行います。

事業者の取組ポイント

- 食の安全性を確保するための自主的な取組を行うとともに、取組内容を府民へ伝えることで、府民の食への不安解消を図りましょう。また、自ら生産又は製造等を行った食品の安全性や品質等に関してホームページなどを活用し、府民への情報提供に努めましょう。
- ホームページや府民の集まるイベントなどを介して、生産現場や製造工程を紹介するなど、府民が生産から消費に至る知識を得られるように、積極的な情報発信に努めましょう。

期待される府民の取組ポイント

- 正確でタイムリーな情報を入手するため、府のホームページやメールマガジンなどを利用しましょう。
- 国や府などの行政機関からの情報など、食の安全安心に関する施策や取組に関する情報の入手に努め、正しい知識を身に付けましょう。
- 家庭での食中毒予防の知識を身につけ、健康的な食生活を実践しましょう。
- 地産地消などに関心を持ち、学んだことを広め、行政及び事業者の取組に協力しましょう。

事業目標

目標指標	基準値 (令和3年度実績)	目標 (令和5年度)	最終目標 (令和9年度)
大阪府食の安全安心メールマガジンによる情報発信（登録者数）	8,818名	11,000名	15,000名
オンラインツールによる情報発信 (食の安全安心関連ページのアクセス数)	96万PV	100万PV	120万PV
紙媒体を活用した情報発信 (広報誌・広告等への掲載回数と部数)	73回・ 154万部	80回・ 160万部	80回・ 160万部

1
基本理念

2
現状と課題

3
基本施策

施策展開

(1)
生産から消費

(2)
健康被害防止

(3)
情報の提供

(4)
事業者支援

4
取組体制

5
付属資料

(2) リスクコミュニケーションの促進

食の信頼性確保のためには、行政や事業者、府民がそれぞれ情報を共有し、意見交換を行うことが重要です。

府は、生産から消費に至る各段階での情報が、行政、食品関連事業者、府民、学識経験者で共有できるよう、意見交換、情報交換を行う機会の提供を行うとともに、パブリックコメント等で寄せられる府民や事業者等の意見を府の施策に積極的に反映させます。



行政・食品関連事業者・府民・学識経験者の意見交換



食品衛生講習会など

府の取組事業

③⑥ 食の安全に関するリスクコミュニケーションの推進

(食の安全推進課・食肉衛生検査所・保健所)

食の安全に関する府民の様々な疑問や不安に応えられるよう、府民、食品関連事業者、行政等による「シンポジウム」や「意見交換会」、「体験学習会」の開催など、テーマや対象者の選び方、開催方法を工夫し、効果的なリスクコミュニケーションを実施します。

また、府民を対象として、家庭における食中毒予防や食品表示などに関する正しい知識の普及啓発を目的に開催する食品衛生講習会等においても、行政からの情報提供にとどまらず、府民との情報共有・意見交換の機会となるよう努めます。

③⑦ 大阪府食品衛生監視指導計画策定時の意見募集（食の安全推進課）

大阪府食品衛生監視指導計画の策定にあたっては、府民や事業者から広く意見を募集し、食品衛生施策への参加を促進するとともに、その意見を施策に反映させます。

③⑧ 府民ニーズの把握（食の安全推進課）

インターネットを活用した「おおさか Q ネット」や、消費者や事業者向けイベントにおいて、「食の安全安心」についてのアンケート（意識調査）を行い、府民ニーズの把握に努めます。

事業者の取組ポイント

- リスクコミュニケーション等へ積極的に参加し、行政や消費者との相互理解を深めましょう。
また、パブリックコメント等の意見募集の機会を活用し、積極的に意見を表明しましょう。
- 府民向けの工場見学の受け入れなど、府民との交流を積極的に図りましょう。

期待される府民の取組ポイント

- リスクコミュニケーション等へ積極的に参加するなど、一人ひとりがそれぞれの立場でできることを考え、食の安全安心の確保に関する知識と理解を深めましょう。
- 行政の監視指導計画等に関心を持ち、意見募集の機会を活用し、積極的に意見を表明しましょう。

事業目標

目標指標	基準値 (令和3年度実績)	目標 (令和5年度)	最終目標 (令和9年度)
リスクコミュニケーションの推進（意見交換会や講習会等への府民の参加者数）	531名	2,000名	4,000名

1 基本理念

2 現状と課題

3 基本施策

施策展開

(1) 生産から消費

(2) 健康被害防止

(3) 情報の提供

(4) 事業者支援

4 取組体制

5 付属資料

施策の柱4 事業者の自主的な取組の促進

(1) 生産段階における支援

府は、農林水産物の安全を確保するため、生産段階での自主的な衛生管理や生産加工技術に関する指導や助言を行います。また、食の安全安心に取り組む生産者を支援するため、農産物の認証を推進します。



技術的な指導、助言など

府の取組事業

③⑨ 大阪府農薬管理指導士の育成・研修の開催（農政室）

農薬使用の指導的立場にある大阪府農薬管理指導士の育成・研修を開催します。また、農業者への農薬適正使用のための資料をHPに掲載し、農薬の適正使用を推進します。

④⑩ 畜産農場における飼養衛生管理等の普及推進（動物愛護畜産課・家畜保健衛生所）

畜産農家等に、家畜疾病の発生状況等について「家畜保健衛生所情報」を配布するなど情報を提供するとともに、家畜の管理、疾病予防について講習会を実施し、生産農家の衛生管理を推進します。

④⑪ 養殖場等に対する魚類防疫に関する講習会の実施（水産課）

養殖魚介類の感染症疾病のまん延防止のため、養殖場等に対し、魚病講習会や水産用医薬品適正使用講習会を開催します。

④⑫ 大阪エコ農産物認証制度の推進（農政室）

環境への負荷を軽減しながら、府民が求める安全安心な農産物を生産する「大阪エコ農産物認証制度」を推進します。

農薬の使用回数を減らすため、天敵や防除資材、微生物農薬※等を用いた病害虫の総合防除技術について普及推進します。

（この制度は、農薬と化学肥料（チツ）の使用量が、府内の標準的な使用量の半分以下になるように府が設定した基準以下で栽培された農産物を、市町村・J A等と連携して府が認証するものです。認証された農産物は、認証マークを貼付して販売されます。）

●大阪エコ農産物認証制度

<https://www.pref.osaka.lg.jp/nosei/syokunoanzen/ekonousanbutsu.html>



府関連施設（(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所）の取組事業

◎ 環境農林水産技術支援のためのセミナーの開催

環境農林水産分野における技術開発等の研究成果を普及するためにセミナーを開催します。

◎ 農林水産業、畜産業、食品産業等に係る技術相談等の対応

技術相談や指導、共同・受託研究、依頼検査の実施等、環境農林水産分野における技術開発や支援を行います。

◎ 食品関連実験室の活用

環境農林水産総合研究所内の施設・機器を活用し、農や食に関わる府民、団体、事業者等に研究所で開発された技術を広く普及します。

事業者の取組ポイント

- GAP※等の考え方を取り入れた自主衛生管理手法を導入しましょう。
- 食品の安全性確保のため、行政の技術支援を活用しましょう。
- 府の認証等を活用し、自らの食の安全安心の確保に関する取組を府民に伝えることで、府民の食に対する信頼を向上させるように努めましょう。

期待される府民の取組ポイント

- 府の認証に関する情報を入手するなど、食品関連事業者の取組を知り、理解を深めましょう。

事業目標

目標指標	基準値 (令和3年度実績)	目標 (令和5年度)	最終目標 (令和9年度)
農薬管理指導士の育成 (農薬管理指導士認定者数)	1,240名	1,000名以上	1,000名以上

1 基本理念

2 現状と課題

3 基本施策

施策展開

(1) 生産から消費

(2) 健康被害防止

(3) 情報の提供

(4) 事業者支援

4 取組体制

5 付属資料

(2) HACCP の取組支援をはじめとする自主衛生管理の推進〔重点施策〕

食品の安全性を確保するためには、食品関連事業者自らが施設設備や器具等の衛生管理、食品取扱者の健康管理等の一般衛生管理を着実に実施することが不可欠です。

さらに、改正食品衛生法の施行により制度化された「HACCP に沿った衛生管理」では、従来の一般衛生管理とともに予め想定される危害を防止するための措置を衛生管理計画として定め、日常的に衛生管理に取り組むことが必要です。引き続き、衛生管理の実施状況の記録や検証などの適切な実施により、事業者の衛生管理がさらに向上されるよう、HACCP の取組支援のための助言・指導を行います。

また、食の安全安心に取り組む食品関連事業者を支援するため、食品関連施設の認証を推進します。



指導、助言など



認証マーク

府の取組事業

④ HACCP に沿った衛生管理の取組支援（食の安全推進課・保健所・食肉衛生検査所）

事業者が衛生管理の基本である一般衛生管理とともに、特に注意すべき工程を管理する HACCP に沿った衛生管理を適切に運用できるよう、施設立入り時や個別相談の際に事業者の規模や業務実態に応じた取組支援を行います。

また、セミナーの開催や事業者団体等が主催する講習会への講師派遣等により、HACCP に沿った衛生管理に対する事業者の理解を深めます。

④ と畜場・大規模食鳥処理場における HACCP に基づく衛生管理の取組支援 （食の安全推進課・食肉衛生検査所）

と畜場及び大規模食鳥処理場において実施される HACCP に基づく衛生管理が円滑に進むよう、事業者との意見交換を実施し、外部検証の結果等を踏まえて適切な助言指導を行います。

⑤ 食品衛生に関する知識習得の支援（食の安全推進課・保健所・食肉衛生検査所）

施設設備等の衛生管理のポイントや食中毒を引き起こす病原体の特徴など食品を取り扱う事業者に必要な基礎的な食品衛生知識を講習会の機会や、メールマガジン、ホームページ、リーフレット等を用いて普及啓発します。

④⑥ 大阪版食の安全安心認証制度の推進（食の安全推進課）

大阪版食の安全安心認証制度は、食品関連事業者による自主的な衛生管理（一般衛生管理を基本に HACCP の考え方を取り入れたもの）やコンプライアンス・危機管理の積極的な取組を府が指定する第三者機関が評価し、一定水準以上にあると認められる施設を認証するものです。

府民に信頼される施設を増やすとともに、食品関連事業者の衛生水準の向上と HACCP の取組を支援するため、本制度を推進します。

●大阪版食の安全安心認証制度

<https://www.pref.osaka.lg.jp/shokuhin/ninsyou/>



④⑦ 食品衛生指導員[※]制度への支援（食の安全推進課）

食品関連事業者団体が実施する食品衛生指導員制度を推進し、巡回指導をはじめとする地域の食品衛生向上の取り組みを支援するため、指導員に対する講習会の開催に協力します。

事業者の取組ポイント

■ HACCP に沿った衛生管理に取り組みましょう。

- ①業界団体が作成し厚生労働省がその内容を確認した手引書を参考に衛生管理計画を作成し、従業員に周知徹底をしましょう。
- ②必要に応じて、清掃・洗浄・消毒や食品の取扱い等について具体的な方法を定めた手順書を作成しましょう。
- ③衛生管理の実施状況を記録し、保存しましょう。
- ④衛生管理計画及び手順書の効果を定期的に振り返り、必要に応じて内容を見直しましょう。

●HACCP に沿った衛生管理の制度化について

<https://www.pref.osaka.lg.jp/shokuhin/haccp/index.html>



- 講習会への参加や府のメールマガジン、ホームページを利用するなど、積極的に食の安全に関する知識や技術の習得に努めましょう。
- 府の認証等を活用し、自らの食の安全安心の確保に関する取組を府民に伝えることで、府民の食に対する信頼を向上させるように努めましょう。
- 食品関連事業者団体における自主衛生管理の推進活動の一つとして、食品衛生指導員制度があります。この制度を活用し、食品関連事業者自らが地域の食品衛生の向上を図りましょう。

1 基本理念

2 現状と課題

3 基本施策

施策展開

(1) 生産から消費

(2) 健康被害防止

(3) 情報の提供

(4) 事業者支援

4 取組体制

5 付属資料

期待される府民の取組ポイント

- 府の認証施設に関する情報を入手するなど、食品関連事業者の取組を知り、理解を深めましょう。

事業目標

目標指標	基準値 (令和3年度実績)	目標 (令和5年度)	最終目標 (令和9年度)
食品等事業者向け食品衛生講習会の開催（事業者の参加者数）	4,821名	6,000名	8,000名
大阪版食の安全安心認証制度の推進（認証施設数）	537施設	650施設	800施設

(3) 顕彰の実施

府は、食品関連事業者や府民が行う食の安全安心に関する自主的な取組を推進するため、顕彰等を行います



表彰

府の取組事業

④⑧ 大阪府食の安全安心顕彰制度に基づく顕彰（食の安全推進課・関係室課）

食の安全安心の取組を活性化するため、食の安全安心の確保に関する幅広い取組を行っている事業者や消費者を顕彰の対象とし、特に優れた取組を行った者を広く顕彰します。

●大阪府食の安全安心顕彰制度

<https://www.pref.osaka.lg.jp/shokuhin/syoku-kensyou/>



④⑨ 食品衛生関係優良施設等の表彰（食の安全推進課・保健所）

食品関連事業者の衛生管理意識の高揚を図るため、衛生管理が一定水準以上の優良な施設及び地域の食品衛生活動に積極的な食品関連事業者に対して、知事表彰を実施します。

事業者の取組ポイント

- 顕彰受賞者等の取組を参考に、食の安全安心の確保に関する取組を推進しましょう。また、自らの取組を府民に伝えることで、府民の食に対する信頼を向上させるよう努めましょう。

期待される府民の取組ポイント

- 府や行政機関の顕彰等の情報を入手し、食品関連事業者や府民の取組を知るとともに、食の安全安心に関する取組に協力しましょう。

1 基本理念

2 現状と課題

3 基本施策

施策展開

(1) 生産から消費

(2) 健康被害防止

(3) 情報の提供

(4) 事業者支援

4 取組体制

5 付属資料